

# 関西労災職業病 No.50

関西労働者安全センター

1978.6.30発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

60円

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

## —目 次—

◆ じん肺法の骨抜きをねらう粉じん障害防止規則 1→3

——全労働者が反対の声をあげよう——

特別報告 6/1~3 産業衛生学会 4→5

■多数の被災者が参加し、学会の姿勢を糾弾！

前線から 6→12

学習 弁護人抜き裁判=暗黒裁判を許すな 13→14

——連の法改悪に抗議する——

刑法改悪に反対する婦人会議 野口 幸子

原発内被曝をヤミに葬ろうとする政府・電力資本に反撃を!! 15

=岩佐労災支援共闘会議=

大阪府被災労働者同盟の活動から 16→17

# じん脳炎の骨抜きを想う 粉じん障害防止規則(案)

全労働者が反対の声を上げよう。

現在中央労働基準審議会及び  
じん肺審議会において、粉じん障  
害防止規則が審議されている。  
しかし、これはじん肺法の骨抜き  
を狙つたものであり、この様な規

則を決めてせるゆけにはいい  
ない。全港湾関西地本ひし6  
月23日の労職刈で、中史本部  
と共に反対に立ち上ることを  
決めた。悪法作りを許さぬ！

# 実効の期待される規制案

●陝西研究者交流会事務局

本年三月に労働省が審議会に  
諮詢し、現在検討中の「粉じん  
障害防止規則案要綱」は非常に  
問題点が多く、ほとんど実効を  
期待できないものである。例え  
ば発じんや吸じんの防止を具体  
的に規定する条項はほとんどなく、  
違反時の罰則規定もない。  
また対象となる粉じん作業が極

のて狭く、また  
諸規定から臨時  
作業者を除外し  
ている。一二例  
は職業病の下請  
化、臨時工への集中を促進する  
ものである。

現在のじん肺症の増加をはじめ  
粉じん障害の防止の重要性  
にかんがみ、その効果を上げん  
ためには、下記のような点での  
改善をした規則を制定すべきで

(ア) 発じん吸じんの多い作業工程自体の変更や改善を規定する事例えば、

(イ) 機械や設備の不備により一層発じんが多くなるて、いる場合にはその改善を義務づけること。

(ウ) 乾式のため発じんが多い場合に湿式への変更を義務づけること。

(エ) 特定粉じん作業に限らず、すべての粉じん作業で局所排気装置や散水を義務づけること。

(オ) 発じんが多い作業では除じん効果の高い防じんマスクの使用を勧め、それによる作業能率の低下に見あつた人員・作業量で作業を実施すべきものとすること、

(カ) 粉じん環境下での作業時間を減らすこと。

(2) 粉じんは無機有機をとめず  
あらゆる粉じんが有害であり

規制の対象となることを明示すべきである。

また、その内特に有害性の高いもののヘケイ酸、石綿その他鉱物性粉じん・タル・ピロジン・チーク・米杉・線香・綿粉・穀物粉・バナジウム・塩・生石灰・農薬・薬品粉末などは臨時作業を含めて特にきびしい規制の対象とすること。

(3)

粉じん障害にはじん肺の他にせん息・気管支炎・がん・その他の肺疾患・上気道・結膜・皮膚などの炎症やがんを他の疾患がある。これらの健康管理と治療補償についても規定すべきである。

また、これららの疾患が発生した場合には、粉じん作業として規制の対象とし、一層防止対策を強化することが必要である。

(4)

労働者の自主的な防止活動を認める二と。例えば、防じんの必要性や職

場改善について申告したり、発じんの多い職場での作業をとめたり、作業時間を減らしたりする権利を認めること。

(5)

防止対策を怠つたり、粉じん障害を発生させたり、規定に違反した場合には、事業者に一罰則規定をもうけること。

このような点で本要綱は不

分があり、「特定粉じん作業」を別にもうけていくつかの規制の範囲を狭めて実質的にそれ以外を許容しているなど、じん肺法や他規則より後退し、それらを骨抜きにする危険性さえはらんでいる。粉じん障害防止規則については、労働諸団体や労働衛生研究者等の意見をいれて、更に実効ある規則をつくっていけるべきであろう。

## 6/23 全港湾東西地本労監対 中央本部と共に 斗争の強化を

研究者交流会も  
参加して、次の  
よつは内容につ  
いての討論・報

全港湾東西地本は、6月23日  
に地本労災職業病対策会議（華川事務局長）を開催した。大阪

地評労職対宮崎オルグ、全港湾

中本部労職対担当書記・伊藤

升、兵庫県労働者安全センター  
山崎升、岡山大学衛生学教室、  
片木升を招き、更には東西労働

では、今後2年毎に行なわれる  
まづ、労基則35条問題につい

告が行なわれた。  
労基則35条

現場の斗いで

規則の拡大を！

見直し作業に向けて、専門家を中心とした連絡会議の設置の準備をする。35条関係をめぐらしくりやすく説明するための専門委員会を作り、全港湾として35条関係のパンフを作ること、そして現場の斗いでの事実上の規則を広げていくことが確認された。

## 粉じん障害防止規則

### 現場の目次体的意見をもとに斗いを！

次に、この日の中心討論議題

の一つ「粉じん障害防止規則案」を題綱についての議論が行なわれた。

研究者交査会事務局及び大阪地評議職員の方からの批判。問題提起を含め、現場からも具体的な意見がかなり出された。特にこの規則案要綱では、防止規則といながら予防する具体的な内容が無く、じん肺法第66条・労基則35条を更に骨板化に可3にした外に出されたとしか

考えられないという点、粉じん

作業と特定粉じん作業に区別している点、粉じんの範囲が狭くなくてはいけないことを例示して、いろいろ他のことほしくてもよいよしきりを与える点、更に労働者の健康管理に全くふれずに防止規則とは言えない点、等々多くの問題点が指摘された。

全港湾東西地区本では、これらの中意見を中央本部からまとめて出してもらうよう位置付けを行なった。

その他、港湾病との取組み、神戸港での港湾病斗争について、労働者診療所健診部の活動についての報告と共に、じん肺問題について、上組じん肺斗争の経過にについて、上組じん肺認定に際しては、最近決

断を動脈血の検査で行なう事と並んで、たかこ山では従来の3分の1～4分の1の発見率となり非常に問題が多い。認定と同様に問題が多い。認定として取り組む方向が確認されていく。



6/15 3 産業衛生学会

# 多數の被災者が参加し 学会の姿勢を糾弾!

6月15日 松本市に於いて

産業衛生学会が行なわれた。

今回の学会では、東京の日本化學のクロム褐被害者の会、及び昭和電工塗装工場粉じん公害被害者同盟、及び大阪地域合同植田マンガン分会の人々を中心とした被災者の人々が学会に対する大衆的な行動を起し、学会の二これまでの企業や行政へのリの姿勢を糾弾し、数々のすばらしい成果をおこめた。

## 反動的報告を粉碎

まだや第一回目の「金属中毒」と最近の知見と将来への展望」と

題するシン和ジウムでは、産業医学長の土屋健三郎が司会をし、各大学の金属中毒専門家の内、自分達の都合のよい人だけを発表者として集め、あたかも二のシン和ジウムでの結論が産業衛生学会での結論であるかのように裝い、土屋らの思惑で金属中毒に対する勝手な理論をデモ上げようとした。

特にクロム中毒については、

クロム障害は皮膚・鼻・肺とかの限局した臓器にのみおこるとし、明らかに、現在のクロム褐被害者の会等の運動を抑えるむづくめであり、他の金属についても、脇界濃度等の概念を作り、これからは全く障害がおこらない

という濃度があるかのようにして張し、微量の汚染は人体への影響はないという露骨な主張をしようとした。

これに対して、クロム褐被害者の会を中心にして追及げに行なめられた。その結果、シン和ジストの間でも意見のくい違いが暴露され、このシン和ジウムがいかにみんな内密でにわかにテツチ上げられたものが明らかになつた。結局、土屋らの当初の意図はほぼ完全に粉碎された。

## マンガン鉱山元労働者 にマンガン中毒はない!

II 患者を診察せずに  
ズサンな報告 II

2回目の午前中には、マンガン中毒分科会において、徳島大学の西山教授が、四国におけるマンガン鉱山元労働者の追跡調査についての報告を行つた。内容は、四国の調査ではマンガン中毒者は認められず、京都府での調査は特殊な事例で元マンガ

シ鉱山労働者には、一般的には  
マンガン中毒者は認められない  
という報告であった。これに対  
しては、植田マサガンの宮路さ  
んから追及がなされ、西山教授  
自身、マンガン中毒患者を今まで  
全く診察したことがないとい  
う事実が明らかとなり、調査方  
法の不正確さと相まって、報告  
の真偽性が根本的に疑われ  
る結果となつた。

又、京都府のマンガン検診結  
果についての報告もされ、疫学  
調査を行った京都立医大との間に  
結果をめぐって意見のけい違ひ  
があることがうかがわれた。

## 労基則35条改悪と クロム疫学調査への 抗議を総会で決議

被災者と  
力を取り合せよう

## パラフ総会 労災職業病を斗う 神奈川大集会報告集

〈発行〉神奈川労災職業病センター

¥ 500 (送料 120円)

\*関西労働者安全センターで販売中

労働省に提出した申入書が、  
会員の多くの意見とは逆に、二  
の改案に基本的に賛成といつ内  
容にすりかえられた問題とのぐれ  
され、総会決定として、二の35

条の改正に対し抗議の意を表  
明することに決議された。

又、クロム褐被害者の会から  
は、クロム被害の疫学調査につ  
いて、労働省が労安法の守秘義務  
をタテに、秘密裡に調査機関を決めて、一方的に実施しよ  
うとしている事実について、産  
衛学会として反対の意志表示を  
する様にという事が求められ、  
これに対しては、佐野先生を加  
えた理事会で検討することを約  
束した。

成果をあげたが、被災者を中心  
とした斗いの重要性と共に、こ  
の人々と共に斗う研究者が力を  
あわせた時の有効性を如実に示  
したものである。

2日目の午後は産衛学会総会  
が行なわれた。  
井基則35条の改正をめぐり、  
産衛学会理事長久保田重考が代  
り

以上のよう一連の被災者  
を中止とした学会斗争は大き  
な

# 前線から

西成(大阪)

下請労災訴訟 勝利判決を獲得

…・・・・大阪・佐野安造船所の死セ事故に対して：

判決では、遺族側の主張がほぼ認められ、元請の佐野安ドックに

この労災事故の責任が、あたとの判断では、下請工野平氏の作業時間

で起きた労災保険からの脳底骨骨折で死セした。という事故である。下

請工野平氏の資本に命じて、監督下にあたること、下請労働者を使い捨

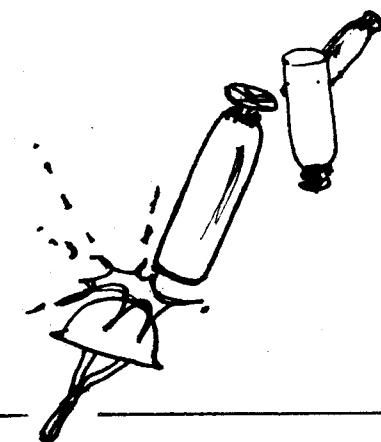
てすろことで大きな利益をあげてきた資本全体に対する一つの警鐘

が鹿児島からの出稼労働者であり、被廻者にて遣族の斗いを支援してきただが、又、被廻者が鹿児島からの出稼労働者であつたことから出稼労働者組合の協力があつた。

判決がおりた。二の裁決は、本社に対する損害賠償請求訴訟の

金200万を差し引いた343万円余の支払は佐野安本社の指揮監督下にあたること、下請労働者を使い捨

てすろことで大きな利益をあげてきた資本全体に対する一つの警鐘がまた打ち鳴らされたのである。



判決争には本工の組合がある全造船佐野安分會が下請労災問題への具体的取組の一つとし、下請業者の一つ日章塗装に働いており、昭和49年7月の事故当日は船内機関室最下階フロアで清掃作業を行なっていた。そこへ甲板開口部から荷物を落す下請労働者組合の手元から荷物を落す上

特に必要な安全注意を怠つていたと断定している。

# 大阪

6/17 大阪市の保育行政を向ひ直す集会開催

## 保育行政の後退を許さない。

去る6月17日、大阪市保育行政は地  
方財政危機を理由に二  
年後退を継げ  
てきており、最近に至  
ては、公立保育所は  
一切建てないこと、保  
育料の値上げ、公立保  
育所の人員削減とパ  
ト化、公設民営保育所  
へのテコ入れなどをほ  
つきりと打出すに至つ  
ていること、また、こ  
れらの方針のしわ寄せ  
を出しあり、文流を  
深めるとともに、国や  
自治体の保育行政を回  
い直そうとするもので  
連絡しており、民間保  
育所の保育の労働条件  
のとなり、労基法違反  
の人々が集まり活発な  
討論が交ざりました。

当団は200人近く  
の会員が集まり活発な  
討論が交ざりました。

6月2日、栗本鉄工  
(大阪)加賀屋工場で  
研磨工として働いていた  
庄畠氏(54才)は、  
去年の3月、工場で作  
業中に脳血栓で倒れた  
ことにつき、阿倍野労  
基署に労災申請を行  
った。

庄畠氏は倒れた当初か  
ら、老朽化した労働条  
件(勿論保育条件でも  
あるが)の切り下げに  
連絡しており、民間保  
育所の保育の労働条件  
のとなり、労基法違反  
の人々が集まり活発な  
討論が交ざりました。

佐之江(大阪)

## 劣悪な労働条件・労働環境 が脳血栓の原因

現れてきていること。  
これらのことが討論の  
中で明らかにされました。  
全国一般労働者反  
対の会支部の斗争を契機  
にして、保育労働者の  
職業病問題へとくに頭  
痛疾患(腰痛)は大き  
な問題としてとりあげ  
られていましたが、とり  
づきりとあります。個々の経営者への斗争  
は勿論のこと、いわば  
元請である大阪市当局  
に対する斗争を強めて  
いかねばならぬこと  
が、ますますはつきり  
してきましたと思われます。

日で休眠期限が切れる  
ことに伴い、会社は解  
雇の問題を口にするよ  
うになり、本人の「草  
むしりでもよいかから会  
社で働かせてほしい」  
という切実な要望を黙  
視し続けたことによつ  
て、現在通院中である  
阪南中央病院の全面的  
応援を受けて、個人で  
労災申請することに踏  
み切つたのである。

(1) 6月2日の交渉では  
よう会社を行政指導せ  
よ。(2)早期に労災認定  
せよ。と二つの要求を  
出したが、労基署はお  
おむねこれらの要求を  
認めた。13日にも、前  
回同様に、地域の支援  
労組員、被災者同盟な  
どを含めた話し合ひが  
もたれだが、この場で  
は、6月28日の解雇は  
行わないといふ会社の

約束がとりつけられたり、次長報告があり、また、労災認定についても、職場の労働条件が、高温・粉じんなど

極めて劣悪であること  
が認められ、早期労災  
認定が更に確定なもの  
となつた。

むしりでもよいから会社で働かせてほしい」という切実な要望を黒複し続けたことによつて、現在通院中である阪南中央病院の全面的応援を受けて、個人で労災申請することに踏み出しました。

南大阪

クロマの燃しきを訴え  
全面使用禁止まで

▼全金大阪亞鉛支部

特にメツキ業界では  
それがひどく、永年取  
扱つてきた労働者が、  
クロムの症状である肝  
臓との他の症状が現れ  
たり、それが本人の不損  
生によるものとか、企  
業は責任をのがれよう  
としている。それがだけ  
ならばまだしも、全然  
無知な外部者に対する  
も公害としてまきちら  
している。

メツキ業界に働く労  
働者の力で、政府、独  
きを、労働省は新たに  
労働大臣が別個に何人  
かの専門家にクロム疫  
学調査を行わせている。  
そして、「安全衛生法」  
改悪で出てきた“守秘  
義務”条項を利用して  
調査結果を一切他にも  
うさないようにして  
としている。

メツキ業界に働く皆  
さん、クロム公害の恐  
ろしさを訴え、斗う仲  
間との支援共闘をやる  
中で、自らも企業に対

して、その計策、処置を要求し、健康を中心運動をめぐらし進めよう。

●大阪亞硝における安全衛生に関する協定

(1) 「安全対策」

会社は本作業に必要な作業着その他、全保護具(マスク、着用標準を定め、これを全て無償貸与する。

(2) 会社は専任作業者及び必要ある者は該当職場員の特殊健康診断を最低年2回は行い、それに必要とする場合は、組合の同意した専門医の検診を行う。

(3) ①災害発生に対する責任処理

②本作業中のフロム酸による災害について、は絶て労働災害として

(2)

本作業に於ける災害の発生もしくはその恐れがある場合に

10月28日付 会社と組合の協定書の一項に準じる。

て取扱う。専任作業者の退職後の疾病についても、その原因が在職中のクロム災害にあたる場合は労働災害として取扱う

は、組合又はその指定する車両医の立入検査を認める。但し、その方法は昭和50年10月28日付 会社と組合の協定書の一項に準じる。

6月19日～6月23日にかけて第一回目の安全パトを行ふことを決定した。

6/19 5/23  
103分会への安全パトホールを実施

南大阪

安全委員会

一曲発行

▼全港湾関西地本大阪支部

6/16 支部総合以来初めての安全委員会を開催

6月16日 全港湾関

西地本大阪支部

安全委員会は

昨年秋の五支

部へ沿岸南東石炭

車両、木材の各支部

組合以来初めての会合

6月16日 車両の分会とも含め

に木材

岸南支部の

を行つた。

当日は旧沿

港湾大阪支部安全委員会は

6月13日に木材

の荷崩れで死七事故を

出した尾道や広島の分

会をも含め、103分

会への安全パトホール

を行つた。

パトホールは一班4人

人

を12のブロックに分け

たブロックごとに行わ

れた。会合では主に旧

E。今回のパトホール

の重点目標として

長期労働者の実状

りの討論が行われ、ク

レーンワイヤの点検

6月19日から23日の5日間にわたって、全港湾大阪支部安全委員会は、6月13日に木材

の荷崩れで死七事故を

出した尾道や広島の分会をも含め、103分

会への安全パトホール

を行つた。

パトホールは一班4人

を12のブロックに分け

たブロックごとに行わ

れた。会合では主に旧

E。今回のパトホール

の重点目標として

長期労働者の実状

りの討論が行われ、ク

レーンワイヤの点検

貨物の種類、粉じんの程度、寄場の状況などがあげられていたが、パトロールを終えた後の報告の中では、腰痛状の訴えが全ての分会に共通して非常に多い

こと 德山セメント  
大扇、禾広石とのセメントを扱つ私場では特  
に粉じんがひどいことなどが明らかになつた

6/14  
じん肺問題  
大阪労基局と交渉す

6月14日、全港湾大阪支部安全委員会は、カネカ分会の2名の組合員のじん肺の管理区分決定の申請に関して大阪労基局と交渉を行つた。支部が問題にしているのは、今年の4月1日から改正じん肺法の施行に伴い、管理区分の決定方法が変わつたこと、とりわけ区分の決定に重要な位置を占める心肺機能検査の方法が四肢検査に変わつて、これが二点についての改善申入状について大阪労基局は即答は三けたものの、一応の理解を示し、港湾へのじん肺法適用については本省に意見を上げることを約束した。

10

熱海

# 港湾病研究会発足

## ▼全港湾中央本部 ▲

岡大におこることが決められた。

6月17～18日、熱海において、全港湾中央本部の主催による港湾病研討会が開かれ、東京・横浜・大阪・神戸・岡山・広島・九州と全国各地から、港湾労働者の健診に際してきた医師、研究者が結集し、熱心な討論が行われた。全港湾が行つた全国一盲アンケート調査の結果についての研討が行われた。港湾労働者の健康破壊は単に體や頭などの運動器にとどまらず、消化器、呼吸器、循環器等全身の器官に及ぶ事実が明らかになつた。この結果を受け、各地の研討結果についての報告が行われ

とりわけ神戸支部并天浜分会の取り組みについての詳しい報告が、神戸診療所伊丹医師と岡山大学太田先生から發表され、種々の討論の結果、港湾労働者に共通の労働条件として、(1)超重労労働(2)戸外労働(3)粉じん労働との三点が挙げられ、それに伴う生活環境条件の問題も含めて、これまでに最大の山場を迎えていた労災保険法改悪阻止斗争は、いよいよ最大の山場を迎えている。昨年四月以来、全国で約200人が症状照会(届書)を拒否し、傷病補償年金ふるいかけを目的とした「届書」(報告書)を提出のまま斗つてしまつたが、労働省は今年5月15日付通達(274号通達)で、16日15

東京

# 阻止戦が緊急アピール

## 労働省、全国通達で休業補償差し止め指示

労働省、強硬姿勢をうち出す

日本までに未提出者の休業補償給付を一時差止める」との指令を出したからである。

## 資本に迎合し、本省のメンツをかける

今回の強権運動は、年金の受給資格のない被災者(年金非該当者)が年金支給に必要な報告を出さないことを理由にしたものであり、本来、当然支給差止めなどができるはずがない。しかし、資本側は昭和48年の関西経営者協会

の要望で示したよう、に  
「三年以上の休業者は  
首を切る」ことに固執  
している。昨年9日、  
資本の代理人へ弁護士  
が座談会を行つてゐる  
が、との中で、「ケイ  
ワンを年金対象にせよ  
と圧力をかけてきたが  
石田労働大臣が、年金  
にしない」と答弁した  
のでダメになつてしま  
つた」と述べている。  
（参考）  
労働省が全国通達を  
二回も出し、執拗に  
症状照会をくり返すの  
は、昭和47年の「長期  
限縮補償給付移行に  
より三年打切り」解雇制  
度以来、それれた権威  
を回復せんがたのでも  
ある。また「症状報告  
を出せ」ということには、  
今後の被災者切捨

とや、資本が「ケイワ  
ンも年金にせよ」と要  
求している以上、早く  
資本の意向に沿う  
うなからである。

資本の意向に沿う  
うなからである。

## 規則をタテに 交渉を拒否

自らのメンツをかけて  
専門行政の歴史の中でも  
例をみない強権発動  
によつて出さそっとし  
ている。折しも労働省  
の指揮官は元大阪労基  
局次長の原補償課長で  
ある。

# ようす相談所

毎週金曜日

**街頭** 午後7:00～9:00  
**電話** 午後5:00～9:00

- 雇用
- 公害
- 福祉
- 健康
- 人権
- 教育
- 住宅
- 行政
- 労働
- その他

あらゆるこゝり事の  
相談に応じます。

**住所** 神戸市長田区4-7-6  
泉屋ビル 4F

**TEL** 078-576-8819

神戸高速 長田駅 下車スク

田それなうは押しかけ  
る凸との抗議に、しぶ  
しぶ「交渉はするが  
おしてはいる以上、早々  
代表五人一時間以内に  
この不当な条件をつけ  
て下さい。規則につい

て証明不用」という勞  
働省に對して、昨年の  
3・9糾弾斗争以上の怒  
りをぶつけて斗つてい  
く。

# 弁護人なし裁判、暗黒裁判を許さぬ！

刑法改悪に反対する婦人会議　野口幸子

被告人や傍聴人はおろか弁護人もいはない法廷で、裁判官と

検察官だけで裁判を行えるとし  
たら……これを暗黒裁判と言  
めずして何と言うのだろうか。

この弁護人ぬき裁判を可能に  
する「刑事訴訟法」の改悪案が  
今国会に上呈され衆議院法務委  
員会で審議中である。

正式には「刑事案件の公判の  
開廷についての暫定的特例を定  
める法律案」（以下特例法と略）  
というのであるが、その内容は  
次のようなものである。

裁判官の判断一つで  
気くぬけない弁護人の因出

刑事訴訟法は、刑事案件の訴  
訟手続きなどを定めたものだが、

オズ89条には「必要的弁護事  
件」と言って、刑事案件の7割  
を占める懲役3年以上の重罰事  
件の裁判に対しても「弁護人が  
いなければ開廷できない」と  
を特に規定している。

弁護人制度は、社会的批難が  
強いやえに報復的措置になり  
がちな裁判の公正さを保障し、  
被告の人権を守るために不可欠  
な制度である。また、憲法第37  
条に「刑事被告人はいかなる場  
合にも弁護人と依頼すること  
ができる」と明記されていること  
から、私連国民の基本的権利でも  
ある。

ところが、この特例法は、必  
要的弁護事件であっても「裁判  
を遅延させる目的」で辞任や退  
任をしたり、「正当な理由」な  
がら手続きなどを定めたものだが、

く不出頭や退廷をしたり、はて  
は「裁判の秩序を守るために」裁  
判官が退廷を命じたときは、い  
つでも弁護人なしで裁判が行え  
るようにするというものである。  
しかも、その判断は、裁判制度  
の中で指揮権・判断権ともに絶  
対的権限を有する裁判官にすべ  
てまかされている。

すでに被告人がいなくても裁  
判ができるよう刑訴法が改悪さ  
れている現在、裁判官の判断一  
つで気にくぬけない弁護人を法廷  
から閉め出し、弁護人ぬき裁判  
を行おうとするこの特例法の成立  
を許すならば、まさしく暗黒  
裁判の復活を許すことになる。

## 裁判官の訴訟指揮こそ問題

### 裁判制度を弾圧の道具に？

二の明らかに憲法に違反し、  
近代裁判制度を根底からくつが  
えす特例法は、三里塙を始め、  
権力に屈せず原則的な斗いを進  
める労働や反公害運動に対し、  
過激派のレッテルをはり、マスコニをも抱き込んでの「過

激派許すまじしのキャンペーンを行ってきた政府が、ハイジヤツ事件をきっかけとして「過激派事件の裁判が著しく遅延している」とのふれこみで出されてしまっている。

しかし、法務省の言う裁判の実態を見るならば、それは決して弁護人の責に帰すべきものではなく、裁判官による強権的な訴訟指揮にこそ問題があると言わなければならない。

充分な弁護活動の行きはい方的な期日指定や、意見陳述の制限、結審を急ぐあまりの不当な訴訟指揮に対して、これではもはや被告の人権を保障する弁護活動そのものが不可能であると、不出頭や退廷をしているのである。しかも、「荒れる法廷」は裁判所側が姿勢を改めたことにより、現在は何の支障もなくスムーズに審理がなされており、法改悪の必要性は何もないのである。

訴訟指揮に限らず、ここ数年の労働や公害裁判の判決の著しい後退がみられる。「全通名古屋中郵事件」、「飯

田橋事件」のように最高裁での逆転有罪判決があいつぎ、「カネミ」「伊方原発」「ジュー・スカーナー」など表示し裁判のように、国民の権利をしりぞけ、企業や行政に追従する裁判所の姿勢は明らかに司法の右傾化を指し示し、憲法記念日にあえて行政と一体となは、た憲法違反を言をする岡原最高裁長官に致つては何をか言ひんやである。

そして、あらゆる運動に対する刑事弾圧の強化の方向を考え合わせるならば、この特例法は、運動への不当な治安弾圧の合法化と、裁判制度そのものを弾圧の道具としようとしているものと認めざるを得ない。これと合せても、如しにまま超スピードで成

刑法」「少年法」「監獄法」「労安法」という一連の法改悪の一環として考えなければならぬ。そして今、矢つき早の法改悪が続いている。

労働や反公害運動の正当な団体交渉にまで適用される危険性をもつ「人質強要処罰法」や反対運動の力による虐殺をめざす「成田治安立法」は充分な論議もなく如しにまま超スピードで成立し、自衛隊の治安出動を可能にする「大規模地震対策法」や、軍備拡大をもくろむ「防衛二法」の出されてきた時代と酷似する現状の様相を思うとき、もはや改悪もすでに出てきている。

その行きつく所は「憲法」改悪である。悪名高き「治安維持法」の出されてきた時代と酷似する二二二ではな二二二とを私達は命じなければならぬ。

（註）先月号に掲載する予定で原稿をお願いしたので内容に少し時間的ズレがあります。先国会での成立は一応くい止めましたが、継続審議となつておられ、まだまだ油断せず斗ひを

## 相次ぐ反動立法・法改悪、 『暗黒時代の再現を許さず!!』

# 原発内被曝をや三に募るうとする 政府・電力資本に反撃を!!

岩佐労災支援共斗会議

先ごろ新聞のトップには、完全においつめられた  
きめた伊方原発裁判の判決にも表められているよう  
に、現在政府は原子力発電所の建設をけんめいに進め  
ており、その中で働くための被ばくせざるを得ない労働者  
者がたいへんふえてきている。しかしも外聞もないしとはか  
ら、そして、原発で仕事をしてからどうも体の調子がおかしくな  
ったと、五感では感じることなく、いつ障害がおきるかもしれない。  
その因果関係もつかめないといふ放射線の性質を利用し、クリー  
ンエネルギー原発”のイメージのために、や三にほおむ  
り去ろうとする政府と電力資本の力によつて泣き寝入りせねばならなくなつていて、多くの労働者が多くなつていて  
そうした中でただ一人因果関係が明らかになつた被ばく労働者岩佐さんとの裁判が大阪地裁で行なわれてから4年目を迎える法廷で

は、完全においつめられた原電側が、原發のためにには「恥も外聞もない」とばかりに資本のための御用学者

による反対尋問が行なつた。鑑定と言つても岩佐さんの右ヒザの皮膚炎が30年以前の骨折によるものだなどと

はかはかしいもので、反対尋問では土屋の“エエカゲンサンサ”が徹底的にバクロされた。次の9月20日、7号法廷では引きつづき尋問が行なわれる。

私たちには釜ヶ崎において通そうとしているのだ。成り立たぬ原發”をかくしに背ぶせている、というのが実態である。

二のことによつて政府はますます“被ばくなくして生き立たぬ原發”をかくしに背ぶせている、これが資本の策略は、原發に廻する仕事専門の別会社を作ることによる合理化、また最も危険な労働は、い捨てのきく日雇い労働者に背ぶせている、という

私たちには釜ヶ崎においては、労働者を対象にしたビラまきを行ない、原發に仕事に行くのはやめよう！”と訴えている。労働者の死がなければだめな原子力発電所の実態をさらにあばき出して、いこうと私たちは考えている。

## ▼▼ 原発内作業者より多くの人々に！



# 大阪府被災労働者同盟の活動から

○○ヒロの一環と  
労基局も事務連絡

同盟においても、被災者の社会復帰を目指す運動、ハビリテーションの一環として、草むしりや清掃にとりくむことを決めた。しかし、被災者のこのような積極性が従来にして行政や会社に悪用され、治療や休業補償の打切りの口実に使われてきたこともありので、同盟内部でも慎重な議論が繰りられてきた。

そこで、6月1日、会長はこれらの問題について大阪労基局労災管理課長と話し合いをもつたところ、労基局側もこれを了承した。そして、同盟側の要求通り①、ごく短時間の作業医師の指導で行なうもので、ハビリとして有効である、無報酬で自発的なもの

して、事業主等の、ニセとも能レとの主張に対しても被災者の不利益にならぬようにして、就労可能なことを主な内容とした労災管理課長の各労基署長あての事務連絡を、6月2日付で出させると、いう大きな成果をかちとった。同盟西プロワクでは、この16名の被災者が参加した。

# 針灸療と筋筋法學習会

初めの2日は  
松浦診療所の  
針灸師佐藤氏  
が治療を行つた

そく6月13日午後3時頃から8名が参加して 港区弁天町駅近くから 所まで木立が並んでいる下の草むしりを行った。 以後も西プロックでは月152回のペースでやっていきたないと考えていい。 ただし、その目的からして、被災者の体の調子、医師の意見、及び本人の自発性を最大限尊重して行なわれるところが前提ではある。

# 全身打撲後遺症の

小谷さん

6月中旬、神戸西労基署は同課員である小谷勝彦さんは(50才)の腰痛等全身打撲の後遺症について再発認定を行った。小谷さんは昭和47年10月24日、神戸港での船内荷上げ作業中、荷物が当たって約5m落下し、全身打撲の重症を負った。その後3ヶ月してから、労基署は補償を打ち切り、14級の障害認定をするなど不当な扱いを皮切りに、48年4月再発、50年9月治や、再び発申請却下、不服申請却下、再審査却下という対応で、小谷さんは非常に不安定な状況を強いられていた。昭和53年に入つて松浦診療所に転医と同時に被災者同盟に入会し、行政の二重までの不当な扱いに対する斗争を開始したのである。当初、神戸東労基署も、中央審査会段階で棄却した事案といふこともあって難色を示す場面もあつたが、同盟側の極めて正当な要求の前には反論することができず、とりあえず松浦診療所を傷病の再発といふ二点で認めた。

# 夏期カンパのお願い

先月号で皆さんにカンパの協力をお願いしたところ早速街場力下さつてありがとうございました。すでに事務所内の整備も着々とすすめています。すでにコピー(青焼き)機械、乾式コピーマシン、本棚など購入しました。(全部で70万円ぐらいかかる予定)更に資料の購入もばちばちのペースですすめています。会員・読者の方に今まで安全センターが得てきた経験の蓄積をもとに積極的に伝えていただきたいと思います。皆さんも大いに事務所の拡充され機能を活用して下さい。

ところで、備品購入代の支払いは大部分がまだ残っている状況でもあります。職卒中のパンフレット作成も具体化がすすんできています。パンフレット準備しておく必要があります。更に、セントラルと広くの皆さんに資料を利用していただくためには資料の購入も、とも、と進めていかねばなりません。事務局員の一時金をまだ出していません。

そこで、改めてもう一度皆さんに夏期カンパへの御協力をお願いします。あわせて会費・購読料の滞納の方も納入をよろしくお願いします。

1978年 6月末日

# 5月分会計報告

## 収入

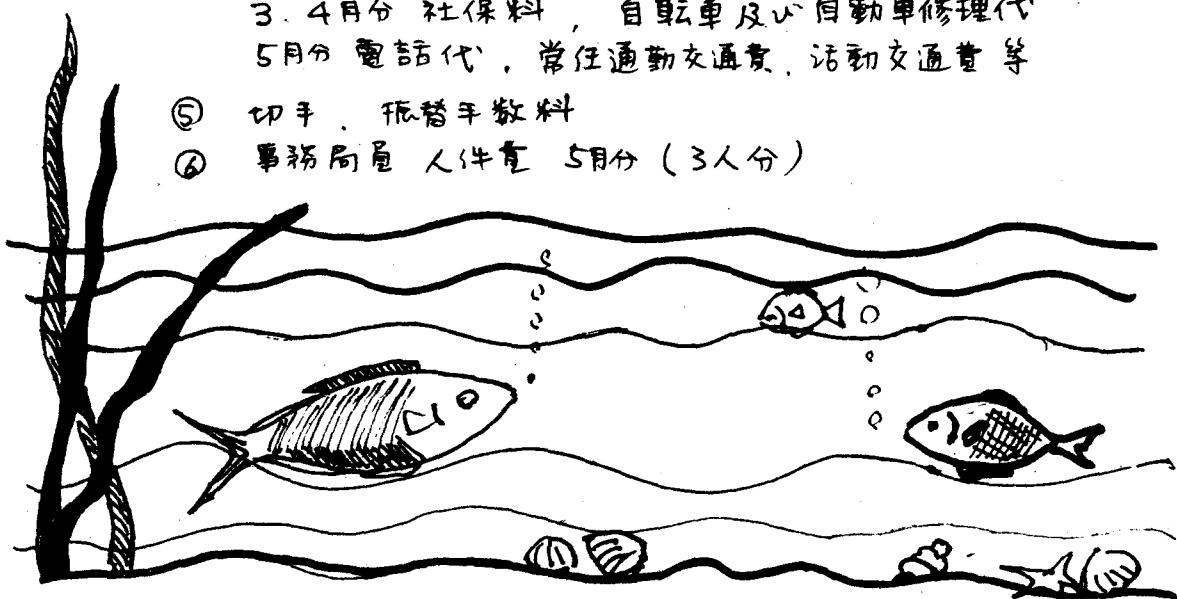
会費	369000
機関誌	54040
カンパ	190070 ①
資料	990
パンフ	700
計	614804

## 支出

事務費	12412 ②
機関誌	54900 ③
活動費	190555 ④
郵送費	35455 ⑤
人件費	170000 ⑥
計	463322

5月分收支 + 151482  
 先月からの  
 $\begin{array}{r} \text{りん} \\ - \end{array}$  785882  
 $\begin{array}{r} \text{りん} \\ - \end{array}$  6月への  
 $\begin{array}{r} \text{りん} \\ + \end{array}$  937364

- 註 ① 裁判斗争勝利カンパ(弁護士から) 8.8万円を含む  
 ② 5月分 郵便代、其益金等未払  
 5月分 電気代 カ未払  
 ③ 47号印刷代  
 ④ 東京出張1回、名古屋出張2回  
 3.4月分 社保料、自転車及び自動車修理代  
 5月分 電話代、常任通勤交通費、活動交通費等  
 ⑤ 切手、振替手数料  
 ⑥ 事務局雇人件費 5月分(3人分)



昭和  
年  
月  
日

号

昭和53年  
年  
月  
日  
発行

社  
名

## 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 **06-351-1127**

大阪市北区天満橋3-5-28